

平成21年4月1日

不適正経理の再発防止について

【納入業者の皆様へ】
奈良県会計局総務課

本県では、昨年11月に「不適正支出にかかる調査委員会」を立ち上げ、物品の購入経費にかかる支出について不適正な経理処理を行った事案がないか調査して参りましたが、物品等を購入するつもりで業者に預けていた事例（「預け」）、支出内容と異なる物品を納入させていた事例（「差替え」）などの不適正な経理処理が判明したところです。

このような状況を踏まえ、本県としましては、二度とこのような不適正経理処理が発生しないよう取り組んで参る所存です。

つきましては、納入業者の皆様にあつては下記事項についてご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 職員からの不適正経理への関与要請があつた場合でも、それに従わないこと。
（なお、当該要請に応じた場合に処分ができるよう、入札参加停止等措置要領の改正を行いました。）
- 当該要請があつた場合は、会計局総務課へ通報すること。

(担当) 会計局総務課調達契約係
TEL 0742-27-8908

(参考) 「奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領」
(奈良県ホームページに掲載しています。)

別表(第3条、第9条関係)入札参加停止措置基準第12項の(11)

措置要件	期間
12 第1項から前項までに掲げる場合のほか、入札参加資格者等が、次のいずれかに該当し、県発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (11) 入札参加資格者等が、県職員が不適正な会計処理を行っていることを知りながら当該行為に協力したとき。	1月以上 3月以内